

議員提出議案第2号

尖閣諸島（魚釣島、北小島、南小島）周辺海域における漁船用係留ブイの
設置を求める意見書

このことについて、石垣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和8年3月24日

提出者	仲	嶺	忠	師
賛成者	仲	間		均
	〃	箕	底	用一
	〃	東内原		とも子
	〃	友寄		永三
	〃	長山		家康
	〃	後上里		厚司
	〃	石川		勇作
	〃	伊良部		和摩
	〃	登野城		このみ
	〃	高良		宗矩
	〃	新里		裕樹

石垣市議会

議長 我喜屋 隆次 殿

理 由

尖閣諸島周辺海域にて操業する地元漁業者が安心、安全に操業ができるよう尖閣諸島周辺海域における漁船用係留ブイの設置を早急に実施することを強く求めるため。

尖閣諸島（魚釣島、北小島、南小島）周辺海域における漁船用係留ブイの設置を求める意見書

尖閣諸島は石垣島から約 170 キロ、与那国島から約 150 キロ離れた東シナ海に位置する絶海の孤島であり、黒潮流れる好漁場でもあります。尖閣諸島の魚釣島、北小島、南小島周辺海域ではアカマチなどの高級魚の漁場として知られていますが、安心、安全な漁場の確保が大きな課題となっています。

同海域での操業は日帰りではなく、ほとんどの漁船が周辺海域で停泊する形態が定着していますが、夜間の停泊は潮の流れや風向きを考慮して、安心、安全に停泊することが求められるものの実態は厳しい状況にあります。

本来なら島陰にて風を避け、波の穏やかな場所に錨を降ろし、停泊することが出来れば最も安全と言えますが、現状では島に近づくこともできず、漁港（船溜まり）の建設が悲願であります。

当市議会においてはこれまで、国に対して再三にわたり、尖閣諸島周辺海域において、漁業者が安心、安全操業ができるよう施設整備や環境整備を強く求めてきました。令和 6 年 12 月議会においては、尖閣諸島周辺海域にて操業する漁業者が所属する、八重山漁業協同組合、与那国町漁業協同組合、宮古島漁業協同組合、池間漁業協同組合、伊良部漁業協同組合に対して「尖閣諸島（魚釣島、北小島、南小島）周辺海域における係留ブイ設置に同意を求める要請決議」を可決し、地元漁業者が安心、安全に操業ができるよう尖閣諸島周辺海域における係留ブイ設置に理解と同意を得ました。また、令和 7 年 3 月議会においては、上記各漁協からの同意をもとに、「尖閣諸島（魚釣島、北小島、南小島）周辺海域における漁船用係留ブイ設置を求める意見書」を可決し、地元漁業者と共に、内閣総理大臣をはじめ、関係各大臣への直訴要請をいたしました。何ら進展しないことには極めて遺憾と言わざるを得ません。

本年 1 月 23 日、石垣市においては「尖閣諸島並びに周辺海域の保全及び利活用に関する条例」を施行しました。同条例の第 5 条において、漁業者の安全確保及び持続的な漁業振興を図るため、国等への施策要請を、また、第 14 条においては、施設整備等に必要な施策の実施を国に求めることを明記しています。これは、尖閣諸島周辺海域における実効支配の強化のみならず、本市における重要な財産である尖閣諸島並びに周辺海域を守るための法的根拠に基づくものであります。

よって当市議会は、尖閣諸島周辺海域にて操業する地元漁業者が安心、安全に操業ができるよう尖閣諸島周辺海域における漁船用係留ブイの設置を早急に実施していただくことを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

令和 8 年 3 月 24 日

石垣市議会

宛先 内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、
内閣府特命担当大臣（海洋政策）、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）、
海上保安庁長官、水産庁長官